

「秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（仮称）案」及び「秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（仮称）案」の概要

1 「秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（仮称）案」の主な改正内容について

（１）安全計画の策定等

児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた当該児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他当該児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととします。

（２）業務継続計画の策定等

児童福祉施設（別に業務継続計画の策定等について規定されている障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）は、感染症や非常災害の発生時において、入所者等に対する支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。

2 「秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（仮称）案」の主な改正内容について

（１）衛生管理等

児童福祉施設（別に衛生管理等について規定されている障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施しなければならないこととします。

3 施行期日

施行の日は、令和5年4月1日とします。ただし、上記「1（１）安全計画の策定等」及び「2（１）衛生管理等」に係る改正については、所要の経過措置を規定することとします。